

## 八王子市環境教育等による環境保全の取組の促進に係る体験の機会の場の認定に関する事務処理要綱

改正 令和3年4月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第20条第1項の規定に基づく環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）の認定事務について、法及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年 文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「省令」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (申請者)

第2条 体験の機会の場の認定の申請を行うことができる者は、土地又は建物（当該土地又は建物の全てが八王子市内に所在している場合に限る。）の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

(1) 法第20条第4項に規定する者

(2) 八王子市暴力団排除条例（平成23年八王子市条例第23号）第2条に該当する者

### (認定の申請)

第3条 体験の機会の場の認定を受けようとする者は、体験の機会の場の認定申請書（様式第1号）に、別表第1に掲げる書類を添えて、市長に認定の申請をするものとする。

### (認定)

第4条 市長は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が、法第20条第1項及び省令第8条に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときは、認定を行うものとする。なお、施設等の安全管理については、従前どおり施設管理者において行うものとする。

2 市長は、認定しようとするときは、あらかじめ市教育委員会に協議するものとする。

3 市長は、必要に応じて、追加資料等の提出を求めるほか、現地調査等を実施するものとする。

4 市長は、第1項の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を体験の機会の場の認定について（様式第2号）により申請者に通知する。

5 市長は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が、法第20条1項及び省令第8条に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、その理由を示して、

遅滞なく、その旨を体験の機会の場の不認定について（様式第3号）により申請者に通知する。

#### **（認定の有効期間）**

第5条 法第20条の2第1項に定める認定の有効期間は、5年間とする。ただし、体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間が5年間に満たない場合は、その期間とする。

#### **（認定体験の機会の場に係る周知等）**

第6条 市長は、認定をしたときは、インターネットの利用等、その他適切な方法により、法第20条第3項各号に掲げる事項について周知するものとする。

2 認定民間団体等は、当該土地又は建物が認定体験の機会の場である旨の表示をすることができる。

#### **（有効期間の更新）**

第7条 第5条の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間の満了する日の30日前までに、認定体験の機会の場更新申請書（様式第8号）に別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の認定は、要綱第4条及び第5条を準用する。

3 市長は、更新を承認したときは、遅滞なく、認定体験の機会の場の更新承認について（様式第9号）により申請者に通知する。

#### **（変更及び廃止等）**

第8条 認定を受けた者は、第3条にかかる事項を変更したときは認定体験の機会の場変更届出書（様式第5号）に別表第1に掲げる書類のうち、変更事項に係る書類を添え、認定体験の機会の場の提供を行わなくなったときは認定体験の機会の場廃止届出書（様式第6号）により、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に定める変更及び廃止の届出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて追加資料等の提出を求めるほか、現地調査等を行う。

3 市長は、変更または廃止を承認したときは、遅滞なく、認定体験の機会の場の変更・廃止承認について（様式第7号）により申請者に通知する。

#### **（運営の状況の報告）**

第9条 認定を受けた者は、事業実施状況報告書（様式第10号）に別表第2に掲げる書類を添えて、毎年度、5月31日までに（認定体験の機会の場の提供を行わなくなったときは当該日より速やかに）市長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる事項については、当該認定に係る体験の機会の場で行う事業が年度を超えて行われる場合等、年度ごとの実施の状況及び収支決算の報告が困難であると認められるときは、当該事業終了後60日以内に前年度の6か月以上の期間を含む1年以上の期間における報告を行うものとする。

### (助言等)

第10条 市長は、認定を受けた者に対し、認定体験の機会の際の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言をすることができる。

### (認定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定体験の機会の際で行う事業の内容等が、法第20条1項及び省令第8条に掲げる要件に適合しなくなったとき
- (2) 認定を受けた者が、法第20条第8項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- (3) 認定を受けた者が、法第20条の4第2項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき
- (4) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき

2 市長は、前項の取消しを行った場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を認定の取消しを受けた者に体験の機会の際の認定取消しについて（様式第4号）により通知するものとする。

### (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に市長が定める。

#### 附則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

体験の機会の場認定に関する申請及び添付する書類(別表第1)

No.	申請及び更新に添付する書類	書類名
1	申請者が個人である場合は、その住民票の写し ----- 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	○住民票の写し(申請日前6か月以内のもの) ----- ○株式会社、社団法人、NPO法人等の定款がある場合は、定款及び登記事項証明書(登記事項証明書については申請日前6か月以内に法務局で発行されたもの) ○財団法人については、寄附行為及び登記事項証明書(登記事項証明書について申請日前6か月以内に法務局で発行されたもの) ○法人格を持たない任意の団体の場合は、団体に関する基本的な事項が記載されているもので次に掲げる事項を含むもの ・団体名 ・団体の連絡先(電話番号、住所等) ・代表者の氏名及び住所等 ・団体の目的 ・団体が実施している事業や活動等の概要 ・役員がいる場合は、役員に関する事項 ・当該書類の策定日、改訂日等
2	申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面	○申出書(別紙1)
3	直近の3事業年度の各事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類	○直近3事業年度の実績(別紙2)
4	申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	○事業計画書(別紙3) ○収支予算書(別紙4)
5	認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置(当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。)について記載した書類	○体験の機会の場における安全対策(別紙5)
6	認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類	○体験の機会の場における事業実施体制(別紙6)
7	認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類	※事業計画書(別紙3)に記載すること
8	認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの	○当該地の土地公図(申請日以前6か月以内に法務局で発行されたもの) ○当該地及び登記事項証明書(申請日6か月以内に法務局で発行されたもの) ○申請者が当該地の所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類の写し ○申請者が当該建物の所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類の写し
9	認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書	○実施者の同意書(別紙7) ※申請者が体験の機会の場で事業を実施しておらず、土地又は建物の所有者である場合のみ必要
10	市暴力団排除条例関係に該当しないことを説明した書面	○誓約書(別紙8)
11	その他参考となるべき事項を記載した書類	以下を参考とする。 ・会社概要 ・当該事業の概要(広報資料・体験者への配布予定資料など) ・見学等行程図 ・実体験を伴う環境学習の概要を示す資料 ・従事者が要件を満たすことを示す合理的書類(業務経歴など)

運営の状況の報告(毎年)に添付する書類(別表第2)

No.	添付する書類	書類名
1	前年度における認定に係る体験の機会の中で行う事業の実施の状況	○前年度事業実施状況報告(別紙9) ○認定体験の機会における安全対策の実施状況(別紙10)
2	上記1の事業に係る収支決算	○上記1の事業に係る収支決算(別紙11)

体験の機会の場の認定申請書

※整理番号

年 月 日

八王子市長 殿

氏名又は名称  
及び代表者名

申請者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会の場の名称及び所在地	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲	
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場を提供する期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考

- ※の欄には、記載しないこと。
- 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 「体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲」については、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない旨を説明すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

（申請者） 殿

八王子市長

体験の機会の場の認定について（通知）

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定に基づき、 年 月 日付で申請のありました体験の機会の場について、次のとおり認定します。

体験の機会の場の名称及び所在地	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲	
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場を提供する期間	年 月 日から 年 月 日まで

（申請者）殿

八王子市長

体験の機会の場の不認定について（通知）

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定に基づき、 年 月 日付で申請のありました体験の機会の場について、次の理由により不認定とします。

<p>名称及び所在地</p>	
<p>不認定の理由</p>	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。
- 4 2の場合において、決定（1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。



（申請者）殿

八王子市長

体験の機会の場の認定取消しについて（通知）

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定に基づき、年 月 日付で認定しました体験の機会の場について、次の理由により認定を取消します。

<p>体験の機会の場の名称及び所在地</p>	
<p>認定の取消しの理由</p>	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。
- 4 2の場合において、決定（1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

認定体験の機会の場合変更届出書

整理番号	
------	--

年 月 日

八王子市長 殿

氏名又は名称  
及び代表者名  
届出者  
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項各号に掲げる事項を変更したので、同条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

体験の機会の場の名称		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の年月日		年 月 日
変更の理由		

備考

- 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 「体験の機会の場の名称」には、変更前の名称を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定体験の機会の場合廃止届出書

整理番号	
------	--

年 月 日

八王子市長 殿

氏名又は名称  
及び代表者名

届出者

住所

認定体験の機会の場合を廃止したので、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

体験の機会の場合の名称	
廃止の年月日	年 月 日
廃止の理由	

備考

- 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（申請者）殿

八王子市長

認定体験の機会の変更・廃止承認について（通知）

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第8項の規定に基づき、年 月 日付で届出のありました体験の機会について、次のとおり承認いたします。

体験の機会の名義及び所在地	
変更・廃止の区分	変更 ・ 廃止
変更・廃止の内容	

認定体験の機会場の更新申請書

整理番号

年 月 日

八王子市長 殿

氏名又は名称

及び代表者名

申請者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の2第2項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会場の名称及び所在地	
体験の機会場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
体験の機会場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲	
認定の申請に係る事業のために体験の機会場を提供する期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（申請者）殿

八王子市長

認定体験の機会の場の更新承認について（通知）

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の2第2項の規定に基づき、 年 月 日付で更新申請のありました体験の機会の場について、次のとおり認定します。

体験の機会の場の名称及び所在地	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲	
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場を提供する期間	年 月 日から 年 月 日まで

事業実施状況報告書

年 月 日

八王子市長 殿

氏名又は名称  
及び代表者名

住所

下記の体験の機会の場合において実施した環境保全の意欲の増進に関する事業について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の4第1項の規定により、その運営の状況を報告します。

報告対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

体験の機会の場合の名称及び所在地	
体験の機会の場合で行う事業の内容	
体験の機会の場合で行う事業の対象となる者の範囲	
体験の機会の場合で行う事業のために当該体験の機会を提供する期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 提出者が法人その他の団体の場合にあつては、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙1（施行規則第9条第2項第3号関係）

申 出 書

年 月 日

八王子市長 殿

氏名又は名称  
申請者 及び代表者名

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則第9条第2項第3号に基づき、下記のとおり説明します。

記

申請者は（※）、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第4項各号に規定する欠格条項には該当していません。

備考

- 1 ※の「申請者は」は、「私は」、「当財団は」、「当団体は」、「当社は」等と記載する。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



別紙2（施行規則第9条第2項第4号関係）直近3事業年度の実績

事業年度						
事業内容						
参加者数						
事業の対象者						
事業の場所						
体験の機会について	体験活動のプログラムの内容	所要時間	体験活動のプログラムの内容	所要時間	体験活動のプログラムの内容	所要時間



## 別紙4 (施行規則第9条第2項第5号関係) 収支予算書

年度収支予算書			
収 入 (※1)		支 出 (※2)	
項 目	収 入 額	項 目	支 出 額
(合計A)	円	(合計B)	円

A > B の場合の剰余金の使途について (※3)	
---------------------------	--

## 備考

- 1 参加費等による収入、助成金等を記載する。また、事業主からの持ち出し金があれば、それについても記載する。
- 2 講師謝金、場所代、人件費、庶務費等、本事業を実施するためにかかる費用を記載する。
- 3 収入が支出を上回った場合の使途について記載する。例えば、「次年度の事業への繰り越し」、「〇〇購入のために積み立てる」などと記載する。A = B 及び A < B の場合は、記載不要。

体験の機会における安全対策

1 安全管理体制の状況	
2 事故発生時の対応体制と事故対応訓練の実施状況	
3 危険箇所の点検状況及び対策状況	
4 危険箇所の表示状況及び参加者への周知状況	

別紙 5 (施行規則第 9 条第 2 項第 6 号関係)

体験の機会の場合における安全対策

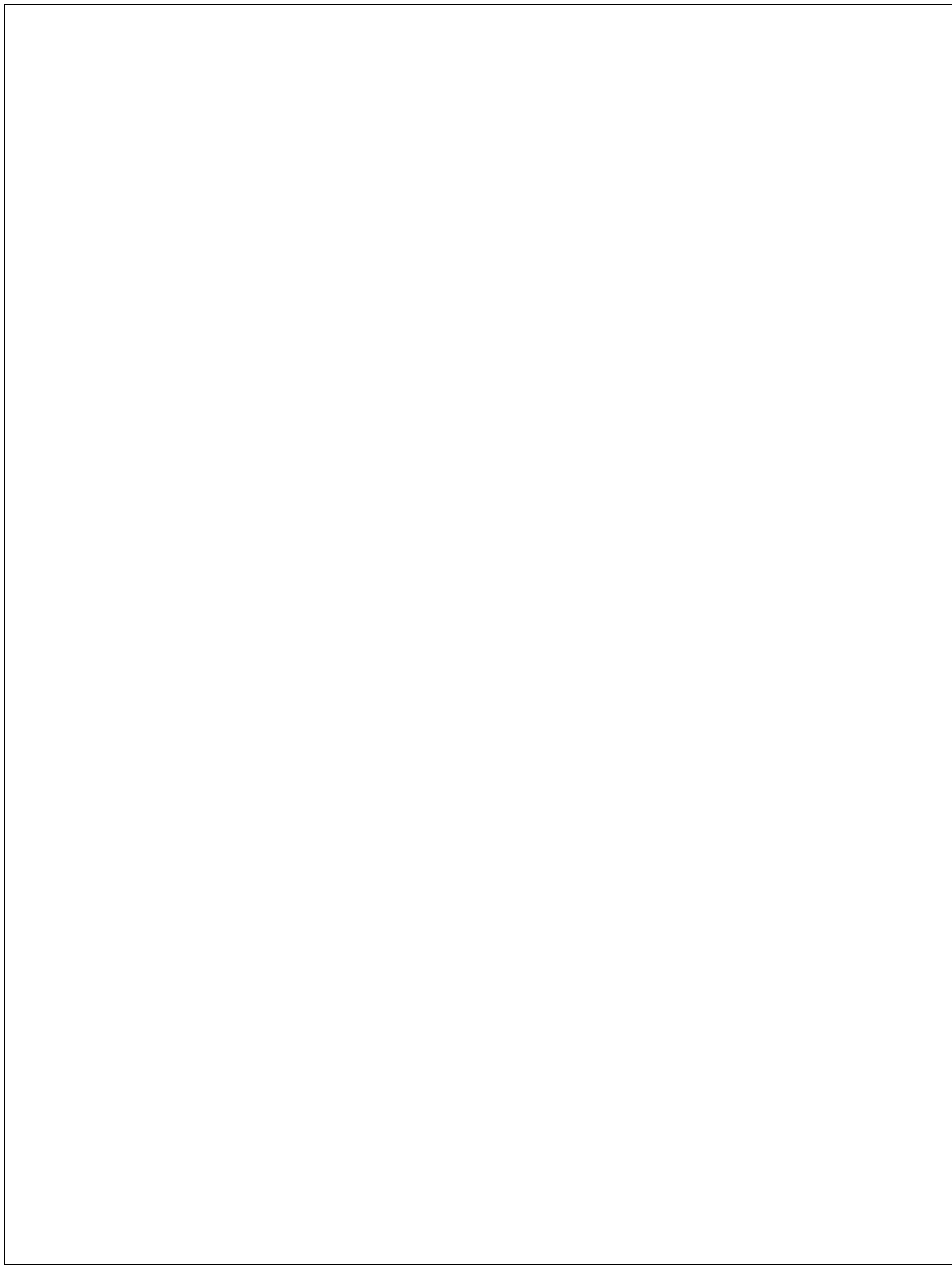
5 定期的な安全点検、清掃、維持補修等の計画	
6 土地、建物や工作物に関する関係法令安全基準の遵守状況	
7 施設賠償責任保険やレクリエーション保険等の加入状況	
8 その他の安全対策及び事故発生時の対応	

備考

- 1 施行規則第 9 条第 2 項第 6 号に規定する措置がとられていることについて記載する。
- 2 認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていない場合は認定の対象となりません。

体験の機会における事業実施体制

1 事業全体の運営体制



体験の機会の場合における事業実施体制

2 個別の体験活動プログラム実施体制

プログラム実施体制	
事業に従事する者の 経験等について	(1) 当該事業に3年以上従事した経験を有する者 名
	(2) 上記(1)と同等以上の知識及び技能を有する者 名
	計 名
	※上記(2)の者が有する知識及び技能について
	(3) 上記(1)及び(2)に該当しない者 名
	※上記(3)の者に対する指導体制

備考

- 1 認定のためには、申請に係る事業に3年以上従事した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものである必要があります。
- 2 実施プログラムが複数ある場合は、プログラムごとに作成する。

別紙7（施行規則第9条第2項第10号関係）実施者の同意書

同 意 書

年 月 日

(申請者) 殿

下記のとおり、認定の申請に係る体験の機会において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについて同意します。

体験の機会の場の名称及び所在地	
体験の機会の場で行う事業の内容	
体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲	
体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間	年 月 日から 月 日まで

事業実施者 氏名  
住所

備考

- 1 事業実施者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



別紙 8 (市暴力団排除条例関係)

誓 約 書

年 月 日

八王子市長 殿

氏名又は名称  
及び代表者名

住 所

私は、八王子市暴力団排除条例（平成23年八王子市条例第23号。以下「条例」という。）に基づき、市の事務又は事業により暴力団を利することとならないように必要な措置を講じていることを認識したうえで、下記事項について誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、体験の機会の場の認定の取消等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 申請者又はその役員若しくは使用人は、条例第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員又は第3号に規定する暴力団関係者に該当しません。
- 2 上記1に違反したときには、体験の機会の場の認定の取消等、市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

備考

- 1 提出者が法人その他の団体の場合にあつては、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

八王子市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（3）暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

年度事業実施状況

1 事業概要（事業全体を通じた目的、方針や学習の内容等）

--

2 事業実施スケジュール

時期	実施事項
月 日	

備考

※ 事業目的や方針が法に基づく基本方針等に照らして適切でない場合は、認定取消となる場合があります。  
特定の者に対して不当な差別的取扱いをする場合は、認定取消となる場合があります。

年度事業実施状況

3 事業における個別の体験活動プログラムの実施状況

プログラム名	
学習目標	
実施内容	
実施場所	
実施期間	
参加対象者 (参加条件)	
参加者人数	
1 人又は 1 団体あたりの参加費用	

※実施プログラムが複数ある場合は、プログラムごとに作成する。

備考

- ※ 事業目的や方針が法に基づく基本方針等に照らして適切でない場合は、認定取消となる場合があります。  
特定の者に対して不当な差別的取扱いをする場合は、認定取消となる場合があります。

別紙 9 (施行規則第 12 条第 1 号関係) 前年度事業実施状況報告

年度事業実施状況

4 発生した事故及びその再発防止策

事故発生の有無	有 ・ 無
人的被害の発生の有無	有 ・ 無
事故発生年月日	
事故内容と対応	
再発防止策	

※複数回の事故が発生した場合は、事故ごとに作成する。

備考

※ 事業目的や方針が法に基づく基本方針等に照らして適切でない場合は、認定取消となる場合があります。  
 特定の者に対して不当な差別的取扱いをする場合は、認定取消となる場合があります。

認定体験の機会における安全対策の実施状況

1 安全管理体制の状況	
2 事故発生時の対応体制と事故対応訓練の実施状況	
3 危険箇所の点検状況及び対策状況	
4 危険箇所の表示状況及び参加者への周知状況	

別紙 10 (施行規則第 12 条第 1 号関係)

認定体験の機会における安全対策の実施状況

5 定期的な安全点検、清掃、維持補修等の計画	
6 土地、建物や工作物に関する関係法令安全基準の遵守状況	
7 施設賠償責任保険やレクリエーション保険等の加入状況	
8 その他の安全対策及び事故発生時の対応	

備考

- 1 施行規則第 9 条第 2 項第 6 号に規定する措置がとられていることについて記載する。
- 2 認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていない場合は、認定取消となる場合があります。

別紙 1 1 (施行規則第 1 2 条第 2 号関係) 前年度収支決算

年度収支決算			
収 入		支 出	
項 目	収 入 額	項 目	支 出 額
(合計A)	円	(合計B)	円
A > B の場合の剰余金の使途			

備考

- 1 収入欄は、参加費、助成金等の申請に係る事業に関する収入実績を記載してください。また申請に係る事業以外の事業からの繰入金があれば、それについても記載してください。
- 2 支出欄は人件費、保険料、維持管理費、利益配当等、収入を基に支出したものを記載してください。
- 3 収入が支出を上回る場合には、剰余金の使途について記載してください。A = B 及び A < B の場合は記載不要です。
- 4 申請に関する事業が利益の分配その他の営利を主たる目的とする場合は、認定取消となる場合があります。